

令和4年3月10日

山梨県知事  
長崎 幸太郎 殿

山梨県公共事業評価委員会  
委員長 平松 晋也

令和3年度 山梨県公共事業評価委員会審議案件の  
内容の一部変更について

令和3年度山梨県公共事業評価委員会においては、令和3年11月に貴殿に対し意見書を提出したところであるが、別紙記載の案件において一部変更が生じたことについて、委員会による書面審議の結果、その取り扱いは次のとおりとする。

「今回の変更は、事業実施の妥当性に影響するものではないため、前回の審議結果と変わらず、実施妥当と判断する。」

□案件

案件番号 事前評価3  
 事業名 道路事業〔国道橋りょう改築事業（国補）〕  
 事業箇所 南都留郡富士河口湖町河口～笛吹市御坂町藤野木  
 地区名 国道137号（新たな御坂トンネル）  
 事業主体 山梨県

□変更点

国のマニュアル等の改訂に伴い、経済効率性における便益の算定額に変更が生じた。

□調書の変更内容

変更前

総事業費	37,200	百万円	工期	R4～R17	基準年	R3
経済 効率 性	費用	24,497	百万円	便益	31,876	百万円
	建設費	24,006	百万円	走行時間短縮	26,666	百万円
	維持管理費	491	百万円	走行費用減少	3,700	百万円
				交通事故減少	789	百万円
				その他※	721	百万円
B/C		1.3				

※その他は、救急救命率向上便益、観光客増加便益



変更後

総事業費	37,200	百万円	工期	R4～R17	基準年	R3
経済 効率 性	費用	24,497	百万円	便益	32,087	百万円
	建設費	24,006	百万円	走行時間短縮	26,885	百万円
	維持管理費	491	百万円	走行費用減少	4,162	百万円
				交通事故減少	319	百万円
				その他※	721	百万円
B/C		1.3				

※その他は、救急救命率向上便益、観光客増加便益

+211百万円  
 +219百万円  
 +462百万円  
 -470百万円